

難聴者補聴器購入費助成のお知らせ

市では、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴者に対して積極的な社会参加及び地域交流を支援し、ひきこもり、うつ病、認知症予防及び経済的負担の軽減を図るため、補聴器購入費の一部を助成します。

◎対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない者で**次のいずれにも該当する18歳以上の難聴者**

- (1) 五泉市内に住所を有する者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと
- (3) 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上等について一定の効果が期待できると医師が判断する者

◎助成額

区分	助成額	助成上限額
生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する助成対象者	補聴器購入費の額 (千円未満切り捨て)	50,000円
上記以外の助成対象者	補聴器購入費の 2分の1 (千円未満切り捨て)	30,000円

※耐用年数は原則として5年とし、助成金の交付決定日から5年を経過するまでの間は、再度補聴器購入費の助成申請をすることはできません。

裏面もご覧ください

《手続きのながれ》

1. 申請手続き **※購入する前に申請が必要です(購入後は対象外)**

健康福祉課障害係または地域振興課福祉係で申請手続きをしてください。
(申請書・医師の意見書の用紙は窓口を用意してあります)

《申請に必要なもの3点》

- ◆申請書
- ◆補聴器の見積書
- ◆医師の意見書 ※身体障害者福祉法による指定医師が記入したものに限りします。
※受診や診断書の費用は、自己負担となります。

《申請の流れ》

- ①市役所で申請書類をもらう。
- ②補聴器を利用したいことを耳鼻科の先生に相談する。
(予約が必要な場合があります。)
- ③聴力の検査を受ける。
(補聴器の効果の有無や、身体障害者手帳の対象になるかどうかを判断します。)
- ④検査の結果、補聴器の装用が適当であれば、自身が選んだ補聴器業者と相談して補聴器を試用し、どの補聴器が自身に合っているかを確認、購入する補聴器を決める。補聴器業者に見積書の作成を依頼する。
- ⑤耳鼻科に行き、先生にどの補聴器を購入するか伝える。その補聴器を利用することについての医師意見書を先生が作成する。
- ⑥申請書、医師意見書、見積書を持って市役所に申請する。

2. 審査・決定

健康福祉課で内容を審査し、書面にて助成の可否を通知します。
※申請から決定まで2週間程度時間を要します。

申請内容に変更があった場合は、必ず申請事項変更届を提出してください。

3. 購入・支払

- ①決定通知書の到着後、補聴器販売事業者（見積業者）から購入してください。
- ②購入後、難聴者補聴器購入費助成金請求書に領収書を添付して健康福祉課の窓口提出してください。
(助成金は後日指定の口座に振り込みます。)

◇お問い合わせ先◇

健康福祉課 障害係
電話:43-3911
内線:221、224

支所地域振興課 福祉係
電話:58-7181
内線:612、613、633